

虐待を防止するために

近年、大きな社会問題となっている虐待には、身体的虐待のほか、放棄・放任、心理的虐待、経済的虐待、性的虐待があります。虐待を受ける可能性は、高齢者や障がいのある方、子どもなど多くの方にあります。市や関係機関では、虐待の防止に向けた対策を進めるとともに、相談・通報窓口を設け、解決に向けて支援にあたっています。



子どもへの虐待

子どもは自らSOSを出すことができません。保護者も不安や孤立感を感じ、子育てに悩んでいます。子育て世代をサポートすることが、虐待を予防し、早期発見につながります。

市では3月に「野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱」を改訂し、子ども支援室との連携による妊娠段階からのリスク把握、ひとり親家庭の相談体制との連携など、「子育て支援対策」と「虐待防止対策」

の2本の柱を充実させました。

子どもや保護者の様子から「虐待かな?」と思った時は、市や児童相談所、警察などに迷わず通報してください。通報者の秘密は守られ、虐待でなくても責任は問われません。

● 児童相談所全国共通ダイヤル

☎ **189番** (24時間対応)
いちはやく

● 市児童虐待相談専用ダイヤル

「子どもSOS」

☎ **0120-783-281**
なやみにはい

(夜間・休日は留守番電話とファックス受付)

高齢者への虐待

高齢者への虐待は決して許されることではありませんが、介護をしている家族が心身ともに疲労して追い詰められ、自覚のないまま虐待をしている場合もあります。

各地区地域包括支援センターでは、虐待防止・解消のため、各関係機関と連携し対応しています。

困ったり、気になったりすることがありましたら、相談してください。

● 野田地区地域包括支援センター

(介護保険課内)

● 南部 福田地区地域包括支援センター

(特別養護老人ホーム椿寿の里内)

☎ **7123-7066**

● 北部 川間地区地域包括支援センター

(特別養護老人ホーム松葉園内)

☎ **7128-0113**

● 関宿地区地域包括支援センター

(関宿ナーシングビルレジ内)

☎ **7196-5588**

※いずれも平日8時30分～17時15分

障がい者への虐待

障がい者への虐待には、①家族や親族などの養護者によるもの、②障がい者福祉施設従事者などによるもの、③雇用主などの使用者によるものがあります。

被害を受ける方が虐待と認識できず、自分から助けを求められない場合もある中、地域ぐるみでの早めの対応や支援は、虐待をしてしまう家族などが抱える問題の解決にもつながります。

身の周りで虐待を受けたと思われる障がい者を見つけた場合には、市に速やかに連絡してください。

● 障がい者支援課

職場での雇用主などからの虐待通報は

● 千葉県障害者権利擁護センター

☎ **043-223-1019**

(平日9時～17時)